

○日本獣医生命科学大学受託研究に関する規程

(平成 26 年 4 月 1 日規程第 3 号)

改正

(目的)

第 1 条 この規程は、日本獣医生命科学大学(以下「本学」という。)が企業、国、地方公共団体又はその他の機関(以下「外部機関」という。)からの委託を受けて実施する受託研究に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「受託研究」とは、本学が外部機関からの委託を受けて業務として実施し、これに要する経費を外部機関が負担する研究をいう。ただし、治験等薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)に基づく契約により実施する研究を除く。

(受入れの原則)

第 3 条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れるものとする。

(申請手続)

第 4 条 受託研究を申請しようとする外部機関は、受託研究申込書に所定事項を記載し、原則として研究開始日の 1 カ月前までに本学において研究を担当する者(以下「研究担当者」という。)が所属する部署長及び所属長を経由し、学長に提出しなければならない。

2 国、地方公共団体等からの受託研究で、前項により難しい場合は、研究担当者が申請手続きを行うことができる。

(受入れの審査)

第 5 条 学長は、受託研究の受入れの審査を行うものとする。ただし、学長が必要と認めるときは、日本獣医生命科学大学研究部組織細則第 4 条に定める研究推進委員会にこれを行わせることができる。

(受入れの決定)

第 6 条 学長は、研究の意義、本学の業務への支障の有無等を総合的に判断し、受託研究の受入れの可否を決定する。

(受入れの通知等)

第 7 条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに研究担当者が所属する部署長及び所属長に対し次条の手続きを指示するものとする。なお、学長は、受託研究

を受け入れないときには、外部機関に対し、その理由を文書で通知しなければならない。

(契約締結)

第8条 第6条に基づき、学長が受託研究の受入れを決定したときは、速やかに受託研究契約書により外部機関と受託研究契約を締結しなければならない。

2 本学における受託研究契約の締結権限者は、学校法人日本医科大学理事長とする。

(研究期間)

第9条 受託研究の契約期間は、原則として3カ月以上5年以下とする。

(所要経費の受入れ)

第10条 本学は、受託研究の実施のために、受託研究契約で定める所要経費を外部機関から受け入れることができるものとし、外部機関は、当該所要経費を受託研究契約の定めに従って支払うものとする。

2 受け入れた所要経費は、原則として返還しない。

(所要経費の取扱い)

第11条 受託研究契約に基づき外部機関から受け入れる所要経費(以下「外部研究費」という。)は、受託研究の実施のために直接的に必要な物品費、旅費、人件費・謝金等、その他(外注費、会議費、通信運搬費等)の諸経費(以下「直接経費」という。)及び直接経費の10%に相当する一般管理費として使用することができる。なお、一般管理費は、受託研究の実施に伴う施設等の管理及び研究環境等の整備に充てることができる。

2 前項の規定にかかわらず、外部機関のうち国、地方公共団体その他これに準ずる公的機関(独立行政法人を含む。)から外部研究費を受け入れる受託研究の場合、外部研究費の用途について当該外部機関に別途の規定があるときは、当該規定によるものとする。

(研究の変更、中止又は期間変更)

第12条 研究担当者は、やむを得ない理由により研究の内容を変更する場合、研究を中止する場合又は研究期間を変更する場合は、直ちに学長に報告しなければならない。

2 学長は、当該研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、外部機関と協議のうえ、これを変更又は中止することができる。

(取得物品の帰属等)

第13条 外部研究費により取得した物品は、原則として、本学に帰属する。ただし、外部機関のうち国、地方公共団体その他これに準ずる公的機関(独立行政法人を含む。)から外部研究費を受け入れる受託研究の場合、外部研究費により取得した物品の帰属、処分等について、当該外部研究費を交付する外部機関に別途の規定がある場合は、当該規定によるものとする。

(成果の報告及び公表)

第14条 研究担当者は、研究期間が1年を超える場合は、毎年1回、研究推進委員会に受託研究の進捗状況を報告するものとする。

2 研究担当者は、当該研究が終了したときは、研究の成果をとりまとめて学長に報告し、公表しなければならない。この場合において、公表の時期、方法等について外部機関と合意が必要な場合は、当該合意後に公表を行うものとする。

(外部機関への通知)

第 15 条 学長は、前条第 2 項の報告を受けたときは、速やかに当該研究の成果を外部機関に通知するものとする。ただし、学長が必要と認めるときは、研究担当者にこれを行わせることができる。

(知的財産権の取扱い)

第 16 条 受託研究に伴って生じた知的財産権の取扱いについては、本学と外部機関との協議のうえ、学校法人日本医科大学知的財産取扱規程の定めるところによる。

(利益相反マネジメント自己申告)

第 17 条 外部機関との受託研究に参加する本学の教員は、学校法人日本医科大学利益相反マネジメント規程第 17 条に基づき、自己申告を行わなければならない。

(担当部署)

第 18 条 本規程に基づく受託研究に関する事務は、事務局事務部研究推進課が担当する。

(改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。